**指定居宅介護支援サービス重要事項説明書**

|  |
| --- |
| 本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです |

|  |
| --- |
| **本事業所では、ご利用者様に対して介護保険法に基づく＜居宅介護支援＞（以下、「指定居宅介護支援サービス」という。）を提供します。当サービスの利用は、原則として要介護認定を受けた方が対象となります** |

◇◆目次◆◇

１．事業者

２．事業所の概要

３．事業実施地域

４．営業時間

５．職員の体制

６．当事業所が提供するサービス内容

７．法律改正に伴う告示事項について

８．利用料金

９．サービスの利用開始及び解約について

１０．秘密保持

１１．緊急時の対応方法

１２．損害賠償保険への加入

１３．苦情の受付について

**１．事業者**

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | Squall-camp合同会社 |
| 所在地 | 千葉県千葉市中央区千葉寺町３５２番地７ |
| 電話番号 | ０４３－３５６－５７３０ |
| 代表者氏名 | 代表社員　西野　諭 |
| 設立年月 | 平成３０年２月１日 |

**２．事業所の概要**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業所の名称 | ケアプラン　アオハダ | |
| 事業所の所在地 | 千葉県千葉市中央区千葉寺町３５２番地７ | |
| 電話番号 | ０４３－３５６－５７３０ | |
| 事業所の運営方針 | 事業所の介護支援専門員は、ご利用者様等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、ケアプランの作成を行っていく。また、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする | |
| 事業所が行っているほかの業務 | 居宅介護支援 | 平成30年2月1日指定 千葉県1270104886号 |
| マーケティング・経営情報の調査収集、および提供 |  |
| 社会福祉に関するコンサルタント事業 |  |
| 人材育成のための教育事業、セミナーの企画等の事業及び運営業務 |  |

**３．事業実施地域**

|  |  |
| --- | --- |
| サービスを提供する地域 | 千葉市全域、一部習志野市・市原市・八千代市を含む |

**４．営業時間**

|  |  |
| --- | --- |
| 営業日 | 月・火・木・金　※年末年始、お盆（毎年変更有） |
| 受付時間 | １０時～１９時 |
| 連絡相談体制の確保 | ２４時間連絡可能な体勢。担当者が携帯電話（事業所電話番号から携帯電話へ転送されます）等により、連絡を取ることができ、必要に応じて相談に乗ることができます  ※当番制の為、担当者は変わることがあります |

**５．職員の体制**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 資格 | 職務の内容 | 常勤 | 非常勤 |
| ケアマネジャー | 主任介護支援専門員 | 管理者業務 | １名以上 |  |
| ケアマネジャー | 介護支援専門員 |  | ３名以上 | 事務員も含む |

**６．当事業所が提供するサービス内容**

ケアプラン　アオハダ（居宅介護支援事業所）は、利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画作成の支援を行います。また、居宅において適正なサービスが確保されるように、サービス提供事業者と連絡調整を行うなど、その他必要な便宜を図ります。おおまかな業務内容は以下のとおりです

**７．法律改正に伴う告知事項について**

１. 【居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取り扱い】

１　市区町村長に対し、介護予防サービス計画の実施状況等に関して情報提供することを運営基準上義務付けることに伴う手間やコストについて評価する新たな区分を設ける

２　以下のとおり運営基準の見直しを行う

ⅰ　居宅介護支援事業所が現在の体制を維持したまま円滑に指定を受けられるよう、居宅介護支援事業者が指定を受ける場合の人員の配置については、介護支援専門員のみの配置で事業を実施することを可能とする

ⅱ　また、管理者を主任介護支援専門員とするとともに、管理者が他の事業所の職務に従事する場合（指定居宅支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合であって、その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がないときに限る）には兼務を可能とする

３　居宅介護支援と同様に、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算及び中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の対象とする

〈現行〉　〈改定後〉

介護予防支援費４３８→介護予防支援費（Ⅰ）４４２　（Ⅱ）４７２※指定居宅支援事業者のみ

〈現行〉　〈改定後〉

なし→特別地域介護予防支援加算　所定単位数の１５％

なし→中山間地域等における小規模事業所加算　所定単位数の１０％

なし→中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算　所定単位数の５％

【他のサービス事業所との連携によるモニタリング】人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、以下の要件を設けた上で、テレビ電話装置その他の情報通信装置器を活用したモニタリングを可能とする見直しを行う

１　利用者の同意を得ること

２　サービス担当者会議等において、次に揚げる事項について主治医、担当者その他の関係者の同意を得ていること

ⅰ　利用者の状態が安定していること

ⅱ　利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合も含む）

ⅲ　テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること

３　少なくとも２月に１回（介護予防支援の場合は６月に１回）は利用者の居宅を訪問すること

【入院時情報連携加算の見直し】入院時情報連携加算について、入院時の迅速な情報連携をさらに促進する観点から、健康入院後３日以内又は入院後７日以内に病院等の職員に対して利用者の情報を提供した場合に評価しているところ、入院当日中又は入院後３日以内に情報提供した場合に評価する見直しを行う。その際、事業所の休日等に配慮した要件設定を行う

〈現行〉　〈改定後〉

入院時情報連携加算（Ⅰ）２００→入院時情報連携加算（Ⅰ）２５０

入院時情報連携加算（Ⅱ）１００→入院時情報連携加算（Ⅱ）２００

※入院した日のうち、入院以前の情報提供を含む。営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む（Ⅰ）入院した日の翌日又は翌々日。営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して３日目が営業日でない場合は、その翌日を含む（Ⅱ）

【通院時情報連携加算の見直し】通院時情報連携加算について、利用者の口腔衛生の状況等を適切に把握し、医療と介護の連携を強化した上でケアマネジメントの質の向上を図る観点から、医師の診察を受ける際の介護支援専門員の同席に加え、利用者が歯科医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席した場合を同加算の対象とする見直しを行う

〈現行〉　〈改定後〉

通院時情報連携加算５０→変更なし

※医師、歯科医師の診察を受けるときに必要な情報を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は利用者１人につき１月に１回を限度として所定単位数を加算する

【ターミナルケアマネジメント加算等の見直し】ターミナルケアマネジメント加算について、自宅で最期を迎えたいと考えている利用者の意向を尊重する観点から、人生の最終段階における利用者の意向を適切に把握することを要件とした上で、当該加算の対象となる疾患を末期の悪性腫瘍に限定しないこととし、医師が

一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した者を対象とする見直しを行う。併せて、特定事業所医療介護連携加算におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数の要件についても見直しを行う

〈現行〉　〈改定後〉

ターミナルケアマネジメント加算４００→変更なし

※在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前１４日以内に２日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治医の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合。前々年度の３月から前年度の２月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を１５回以上算定していること

【業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入】感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減額する

〈現行〉　〈改定後〉

なし→業務継続計画未実施減算　所定単位数の１１０分の１に相当する単位数を減算

※感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定すること。当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること（令和７年３月３１日までの間、減算を適用しない）

【高齢者虐待防止の推進】利用者の人権の擁護、虐待防止等をより推進する観点から、全サービス事業者について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他のサービスと異なること等を踏まえ、３年間の経過措置期間を設けることとする

〈現行〉　〈改定後〉

なし→高齢者虐待防止措置未実施減算　所定単位数の１００分の１に相当する単位数を減算

※虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。虐待の防止のための指針を整備すること。従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

【身体拘束等の適正化の推進】利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこととし、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける

〈現行〉　〈改定後〉

なし→身体拘束廃止未実施減算　所定単位数の１００分の１に相当する単位数を減算

※すべての施設・事業所で身体拘束等の適正化が行われるよう、令和６年度中に小規模事業所等における取組事例を周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に身体拘束等の適正化に関する取組状況を追加する。また、指定権者に対して、集団指導等の機会等にて身体拘束等の適正化の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、身体拘束等の適正化に向けた取り組みの強化を求める

【ケアプラン作成に係る「主治の医師等」の明確化】退院後早期に介護保険のリハビリテーションを開始することを可能とする観点から、介護支援専門員が居宅サービス計画に通所リハビリテーション・訪問リハビリテーションを位置づける際に意見を求めることとされている「主治の医師等」に、入院中の医療機関の医師を含むことを明確化する

※特に、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションについては、医療機関からの退院患者において、退院後のリハビリテーションの早期開始を推進する観点から、入院中の医療機関の医師による意見を踏まえて、速やかに医療サービスを含む居宅サービス計画を作成することが望ましい

【テレワークの取り扱い】人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取り扱いの明確化を行い、職種や業種ごとに具体的な考えを示す

【公立中立性の確保のための取組の見直し】事業所の負担軽減を図るため、次に揚げる事項に関して利用者に説明し、理解を得ることを居宅介護支援事業者の努力義務とする

１　前６か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護及び福祉用具貸与の各サービスの割合

２　前６か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護及び福祉用具貸与の各サービスの同一事業者によって提供された者の割合

【介護支援専門員１人当たりの取扱い件数】基本報酬における取扱件数との整合性を図る観点から、指定居宅介護支援事業所ごとに１以上の員数の常勤の介護支援専門員を置くことが必要になる人員基準について、以下の見直しを行う

１　原則、要介護者の数に要支援者の数に３分の１を乗じた数を加えた数が４４又はその端数を増すごとに１とする

２　指定介護支援事業所と指定居宅サービス事業者等との間において、居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するための公益社団法人国民健康保険中央会システム（ケアプランデータ連携システム）を活用し、かつ、事務員を配置している場合においては、要介護者の数に要支援者の数に３分の１を乗じた数を加えた数が４９又はその端数を増すごとに１とする

〈現行〉〈改定後〉　　　〈現行〉〈改定後〉

居宅介護支援費（ⅰ）１３９８→１４１１　　（ⅱ）６７７→６８３

【人員配置基準における両立支援への配慮】介護現場において、治療と仕事の両立が可能となる環境整備を進め、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、各サービスの人員配置基準や報酬算定ついて、以下の見直しを行う

１　「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合に加えて「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、週３０時間以上の勤務で「常勤」として扱うことが認める

２　「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合、週３０時間以上の勤務で常勤換算での計算上も１（常勤）と扱うことを認める

【同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント】介護報酬が業務に要する手間・コストを評価するものであることを踏まえ、利用者が居宅介護支援事業所と併設・隣接しているサービス付き高齢者住宅等に入居している場合には、介護支援専門員の業務の実態を踏まえた評価となるよう見直しを行う

〈現行〉〈改定後〉

なし→同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント　所定単位数の９５％を算定

※指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者。指定居宅介護支援事業所における１月当たりの利用者が同一の建物に２０人以上居住する建物（上記を除く）に居住する利用者

【特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化】過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法において、「過疎地域」とみなして同法の規定を適用することとされている地域等が、特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の算定対象地域に含まれることを明確化する

【特別地域加算の対象地域の見直し】過疎地域その他の地域で、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難であると認められる地域であって、特別地域加算の対象として告示で定めるものについて、前回の改正以降、新たに加除する必要が生じた地域において、都道府県及び市町村から必要性等を聴取した上で、見直しを行う

【「書面掲示」規制の見直し】

運営基準省令上、事業所の運営規定の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電子的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ「書面掲示」に加え、インターネット上での情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又情報公表システム上）に掲示・公表しなければならないこととする※令和７年から義務付け

【いわゆるローカルルールについて】都道府県及び市町村に対して、人員配置基準に係るいわゆるローカルルールについて、あくまでも厚生労働省令に従う範囲内で地域の実情に応じた内容とする必要があること、事業者から説明を求められた場合には当該地域における当該ルールの必要性を説明できるようにすること等を求める

【管理者の責務及び兼務範囲の明確化】提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等でなくても差し支えない旨を明確化する

【福祉用具貸与・特定福祉用具販売の見直し】利用者負担を軽減し、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、安全を確保する観点から、一部の用具について貸与と販売の選択制を導入する。その際、利用者への十分な説明と多職種の意見や利用者の身体状況等を踏まえた提案などを行うこととする

１　「選択制の対象とする福祉用用具の種目・種類」固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）、多点杖

２　「対象者の判断と判断体制・プロセス」利用者の意思決定に基づき、貸与又は販売を選択できることとし、介護支援専門員や福祉用具専門相談員は、貸与又は販売を選択できることについて十分な説明を行い、選択に当たっての必要な情報提供及び医師や専門員の意見、利用者の身体状況等を踏まえた提案を行うこととする

３　「貸与・販売後のモニタリングやメンテナンス等のあり方」※以下福祉用具専門相談員が実施

貸与後：利用開始後少なくとも６月以内に一度モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討する

販売後：特定福祉用具販売計画における目標達成状況を確認する。利用者等から要望等に応じて、福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導や修理等を行うよう努める。利用者に対し、商品不具合時の連絡先を情報提供する

**（２）サービス担当者会議等による専門的意見の聴取**

１.サービス担当者会議の開催により、居宅サービス等の担当者から、専門的な見地からの意見を求めます

２.利用者の心身の状況等により、主治医の意見又は、歯科医師の意見を勘案して必要と認める場合その他やむを得ない理由がある場合については、担当医に対する照会等により意見を求めることができます

３．退院・退所時のスムーズな福祉用具貸与の利用を図る観点から、カンファレンスについて、退院・退所時に福祉用具の貸与が見込まれる場合には、必要に応じ、福祉用具相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参画することを明確化します

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **<サービス区分及びサービス内容>**  １．利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族と面接相談を行います。そこでの情報や希望をもとに居宅サービス計画の原案を作成します。この原案に基づき、サービスの種類、内容、利用料等について説明の上、利用者の選択により最終的な居宅サービス計画を作成します  ２．居宅サービス計画作成後は、担当者が利用者及び家族と連絡を取りながら、経過の把握に努めます。また、計画に沿ったサービスが提供されるようサービス提供事業者と連絡調整を行います  ３．利用者の状態に変化等があれば、居宅サービス計画の変更、要介護・要支援認定区分変更の申請等、必要な支援を行います。また、利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合も計画の変更等、必要な支援を行います(新規要介護・要支援認定、更新認定申請の援助も同様に行います)  ４．利用者が介護保険施設への入所又は入院を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援を行います  ５．その他   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 事　　項 | 有無 | 備　　考 | | 介護支援専門員の変更 | ○ | 変更を希望される方はお申し出下さい。 | | 調査（課題把握）の方法 | ○ | ケアマネジメント実践記録様式 | | 介護支援専門員への研修の実施 | ○ | 資質の向上のため適宜実施します。 | | 契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で利用者のご都合により解約した場合の解約料 | ○ | 利用料金の２分の１の金額 | |

**８．利用料金**

**（１）利用料金**

１．要介護又は要支援認定を受けられた方は、介護サービス計画に係る費用は介護保険から全額給付されるので自己負担はありません(無料)。ただし、介護サービス計画を受けることについて、予めお住まいの市町村に届け出ていない場合や、介護保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合は、１ヶ月につき下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日お住まいの市町村の介護保険窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます

２．逓減制において、一定のＩCTの活用又は事務職員の配置を行っている事業者には、逓減制の適用を４５件以上の部分からとする。また事業所が自然災害や感染症等による突発的な対応で利用者を受け入れた場合は、例外的に件数に含めないこととしているが、地域の実情を踏まえ、事業所がその周辺の中山間地域等の事業所の存在状況からやむを得ず利用者を受け入れた場合についても例外的に件数に含めない見直しを行います

３．看取りにおける適切な居宅介護支援の提供や医療と介護の連携を推進する観点から、退院時にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメントや給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが認められるケースについて、居宅介護支援を算定可能とします

※以下単位数は千葉市の地域区分３級地の円単価をかける形となります

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 居宅介護支援費（Ⅰ） | 要介護１・２ | １０８６単位 | 要介護３・４・５ | １４１１単位 |
| 居宅介護支援費（Ⅱ） | 要介護１・２ | ５４４単位 | 要介護３・４・５ | ７０４単位 |
| **加算減算** | | | | |
| 初回加算 | | ３００単位 | 1月につき  ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、他制度に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること | |
| 特定事業所加算（Ⅰ） | | ５１９単位 |
| 特定事業所加算（Ⅱ） | | ４２１単位 |
| 特定事業所加算（Ⅲ） | | ３２３単位 |
| 特定事業所加算（A） | | １１４単位 |
| 入院時情報連携加算（Ⅰ） | | ２５０単位 |  | |
| 入院時情報連携加算（Ⅱ） | | ２００単位 |
| 通院時情報連携加算 | | ５０単位 |
| 特定事業所集中減算 | | －２００単位 |
| 運営基準減算（２ヶ月まで） | | 全体の-50％ |
| 運営基準減算（２ヶ月継続） | | 全体の-100％ |
| 退院・退所加算 | | ４５０～９００単位 | 入院または入院期間中１回を限度に算定 | |
| 介護予防支援費（Ⅱ） | | ４７２単位 | １月につき | |
| ターミナルケアマネジメント加算 | | ４００単位 | 死亡日及び死亡日前１４日以内に２日以上在宅訪問を行った場合 | |

**(２)交通費**

|  |  |
| --- | --- |
| 千葉市内 | 無料 |
| 上記以外の地域 | 交通費実費分（料金が発生する場合は、その都度現金にてお支払いください。） |

**3）緊急的対応**

緊急的な対応時、自費が発生いたします。ケアマネジメント以外の対応について１時間５０００円の

徴収をお願いしています。また自費を支払うことでサービスが受けられることではありません

**９．サービスの利用開始及び解約について**

まずは、お電話等でお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。サービスの提供の依頼を受けた後、契約を結び、重要事項説明書の同意をもってサービス開始と致します。サービス開始後も、利用者の意志でいつでもサービス提供の中止又は解約をすることができます。なお、解約費用は一切かかりません（※他契約書第１２条の前項参照）

**１０．秘密保持**

（１）当事業所の従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は解約後も同様です

（２）当事業所は、重要事項説明書の同意をもって、以下に掲げる理由に限り、利用者及びその家族に関する情報を提供します

①要介護・要支援認定調査及び居宅サービス計画の内容について、関係する都道府県、市町村、付属機関及びその委託を受けた機関が情報提供や報告を求めた場合

②主治医等が居宅サービス計画の内容について情報提供を求めた場合

③居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・介護保険施設の関係人が、サービス担当者会議などサービス提供上情報を用いる必要がある場合

**１１．緊急時の対応方法**

（1）当事業所は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。また、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます

（２）当事業所は、サービス提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います

**１２．損害賠償保険への加入**

本事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名　　三井住友海上火災保険株式会社

保険名　　賠償責任保険

**１３．苦情の受付について**

**（１）当事業所の相談・苦情窓口**

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供しているサービスについてのご相談・苦情を承ります

電　　　話 ：043-356-5730（午前10午後7まで）

担　　　当 ：苦情処理担当：西野　諭

※ご不明な点は、何でもおたずねください

**（２）その他**

当社以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

|  |  |
| --- | --- |
| 千葉市役所介護保険事業課 | 電話番号：０４３－２４５－５０６２ |
| 千葉県国民健康保険団体連合会 | 電話番号：０４３－２４５－７４２８ |

令和　　　　年　　　　月　　　　日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました

＜説明者＞　　 役　　職　介護支援専門員

氏　　名

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意いたしました

＜ご利用者様＞ 〈代理人〉

住　　所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名